

松原市教育委員会 7月定例会 議事録

1. 日 時 令和3年7月21日(水) 午後3時00分

2. 場 所 松原市役所 301会議室

3. 付議事件等

(1) 報 告 第6号 独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定の専決処分承認を求めることについて

(1) 議 案 第22号 令和4年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書採択について

出席委員 美濃教育長 栗崎教育委員 田中教育委員 有馬教育委員 和田教育委員
佐野教育委員

事務局 伊藤教育総務部長 横田学校教育部長
田中教育総務部次長兼文化財課長 浦井副理事兼教育政策課長
森岡副理事兼学校給食課長 山森学校教育部次長
田中教育総務課長 幸教職員課長 森教育推進課長 前崎地域教育課長
矢野教育研修センター長

それでは、会議に入りたいと思います。

ただいまの出席委員は5名です。私を含めまして定足数に達しておりますので会議は成立しております。

これより、7月定例教育委員会を開催いたします。

6月定例会の会議録につきましては、まだ出来上がっておりませんので、次回定例教育委員会でお諮りしたいと思います。

次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。委員会会議規則第17条第2項の規定により、佐野委員をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

まず初めに、教育長報告を行います。お手元の資料に基づき報告をさせていただきます。

まず初めに6月10日、評価育成システムに係る校長目標設定面談と庁議がございました。

続いて、6月18日から7月7日までの日程で、令和3年松原市議会第2回定例会が開催されました。

本会議では、主にGIGAスクールの現状、ICTを活用した学習内容、学校給食無償化、オンライン授業、オンライン学習等についての質問がございました。

また、福祉文教委員会では、学校施設を活用した放課後の子どもの居場所づくり、松原少年自然の家クリエート月ヶ瀬、図書館読書の森などについての質問がございました。

また、続いて6月21日には、第51回松原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開かれました。緊急事態措置区域からまん延防止等重点措置区域に移行したことを確認し、引き続き対策を継続することとされました。

7月に入りまして、5日には、南河内府民センターにおいて南河内地区人事協議会、南河内地区市町村教育長連絡協議会が開かれました。

また翌6日には、和田委員のお取り計らいによりまして、大阪教育大学の教職大学院において、「ICT機器の活用と人権教育～SNSノートおおさかの開発を通じて考えてきたこと～」と題した講義をしてまいりました。

7月8日には、部長会、校長会が開かれまして、第52回の新型コロナウイルスの対策本部会議が開催されました。

7月9日ですが、大阪府都市教育長協議会の定例会がアウィーナ大阪で開かれまして、教育費の実態調査の実施であるとか、夏季研修会の開催などについて議題とされたところです。

また同日、第53回目の対策本部会議が開かれまして、まん延防止等重点地区措置が、7月12日から8月22日まで延長されました。

続いて、7月15日には教頭会義がございまして、17日には、子ども議会がありました。小中学校合わせて22名の児童、生徒が、松原市の将来を真剣に思う質問が市長のほうに寄せられまして、子どもたちは緊張していたものの、堂々と議場でしっかり発言を行うことができましたし、本当によく頑張っていたなというふうな感じでした。

また、本番の議会終了後にも、テレビ局からの取材を受ける場面があったんですけども、そこもアドリブでしっかり答えている場面も見ましたし、そもそもそのインタビューを受けたい人といったときに、もう我先にと手を挙げる感じで、我々が子どもの頃だったらなかなかそんなの、ちょっと誰かどうぞみたいな感じで引っ込みがちになりがちだったんじゃないかなと思う

んですけど、そういうところはやっぱり積極性であるとか、自分の考えを堂々と言うというあたり、新しい力が育ってきているのかなということを感じました。

引き続き、学校現場、教育委員会ともに感染症対策を徹底してまいりたいと思います。教育委員の皆様方におかれましては、今後とも御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上、御報告とさせていただきます。

ただいまの報告について、何か御意見、御質問等ございますか。

田中委員

教育長の報告についてではなく、一般的な疑問についてお聴かせ願いたいんですけども、大阪教育大学で講義されたということで、直に学生を目の前にしていただいたということなんですけども、昨今、教職員というのは非常にブラックな職業だということで、その成り手が少ないというのをニュースでも見ます。

そういった現状を踏まえて、学生を目の前にして、どのような印象を持たれたのかというのを一ついただけますか。

美濃教育長

ありがとうございます。

実は先日も教育委員会ブログに、そういう感じのことを書かせていただいたばかりなので、あえて聞いていただいたのかなと思います。

私もやっぱり問題意識としては、教師の成り手不足という部分、文部科学省が春先にやった教師のバトンでも、ブラックぶりがすごく世間にもアピールされて、先生になろうという若者が減るんじゃないかということも言われました。

私としては、やはり少しでもそういうことに歯止めをかけたいというか、意欲のある学生たちを、いかにそういう教師を目指して今学んでいる学生に安心して来てもらえるようにするとか、松原の教育の魅力とか取組の状況というのを前もって知っていただくことで、教職への道を諦めたりとか、やめておこうかというようなことにならないように、もっともっと魅力を発信していくことが大事かなと思っていて、それで、教員養成系の大学にお邪魔をして、直接学生たちにアピールしていきたいなと思った次第です。その皮切りに、和田委員に御協力を頂いて、そういう機会をつくっていただきました。

受講生の方々は現職の先生方がほとんどで、学部生はその中には含まれていなかったんですけども、また秋以降に学部生の方々にもお話しできる機会を設けていただけると伺っていますし、大阪教育大だけでなく、松原市で教職に就かれている方の出身大学というのは、大阪、松原近辺にいっぱいありますので、そういうところにもお邪魔をして、魅力の発信というのに努めていきたいなと考えています。

田中委員

大阪教育大学は先生になるための学校だと思うんですけども、ほとんど100%先生になれるんですか。

和田委員

大阪教育大学の場合は教員養成系大学で、一応教育学部なんですけど2つに分かれていまして、教員免許を取るのが必須になっている教員養成課程というのと、教員免許を取らなくてもいいという教育協働学科というところに、2つ分かれているんです。

栗崎委員	<p>その教員免許取得が必須になっているところでは、去年の実績でいうと、実際に教員になっている人は70%です。</p> <p>教員免許を取らなくてもいいというところになっているところは、30%です。</p> <p>それ以外の人たちは、どこに行っているのということなんですが、どちらかという教育に関連する企業、もしくは公務員に就職していくというのが多いという状況です。</p>
幸教職員課長	<p>現状といたしまして、松原市の教育志願者、志望者というのは、どれぐらいの倍率、どれぐらいいらっしゃるのですか。教育長がいろいろなところへPRというか、松原のよさを伝えに行かれるということですが、現状足りないのですか。</p> <p>教員採用選考は、大阪府教育委員会が実施しています。よって、松原市の志願者につきましては、把握できておりません。大阪府全体の教員採用選考の倍率については、毎年ホームページで公表されていますが、令和3年度実績では小学校は3.5倍、中学校については教科により異なりますが平均5.1倍となっております。</p> <p>松原市で教員を希望している方については、講師については面接を経て採用することが可能ですが、教員については合格者の配置については大阪府が決定するため、松原市としての希望数が必ず充当されるとは限らないシステムです。</p> <p>大阪府のみならず、全国で講師不足が課題となっております。本市におきましても、特に年度途中で欠員が生じ産休代替や病気休職者代替に関しては、毎年、講師検索が難航しております。4月当初については何とか欠員はない状況でスタートできております。</p>
栗崎委員	<p>講師の先生は、非正規雇用というか、給料は月給制ではないんですよね。何か兼業されてもいいということなんですか。</p>
幸教職員課長	<p>本当にいろんな制度があり、教諭と同じ制度の下でされている常勤の講師と、非常勤の時間講師があります。</p> <p>時間講師は、大体今入っているのは週10時間程度。その10時間講師をしたら、違う職業を兼ねることも可能なんですけれども、常勤講師は兼ねてはいけないということになっております。</p> <p>以上です。</p>
和田委員	<p>今の御質問の関係で、お伝えしておきたいんですけど、全国的には教員採用試験の倍率はすごく落ちていまして、例えば富山県の小学校では1.9倍。だから2人のうち1人が通るという状況なんですけど、近畿、大阪はまだ比較的倍率が高く、教員の成り手が多いという状況です。</p> <p>小学校で大阪府と大阪市が3.6倍から3.7倍。豊能地区と堺市は6倍ぐらいあります。なので、一応それなりに近畿では、なりたいたいという人がまだ多い状況です。</p>
美濃教育長	<p>ありがとうございます。</p>

横田学校教育
部長

ほかはよろしいですか。

それでは、議事に入る前に、コロナウイルス対策の実施による小中学校の現在の状況について、事務局から報告をお願いします。

それでは、新型コロナウイルス対応の小中学校の現在の状況を御説明します。

皆さん御承知のように、緊急事態宣言が4月25日から6月20日まで発令されておりました。6月20日に解除されて以降は、まん延防止等重点措置ということで、期間が一旦7月11日まで定められておりましたが、延長されて、今8月22日まで延長されています。現在まん延防止等重点措置の期間です。

新型コロナウイルス感染者数ですけれども、7月20日時点の大阪府のホームページの発表の数値で報告しますと、松原市の市民全員で1,329人。これは令和2年の3月から今までということです。

月別で見ますと、4月が432人でかなり多かったです。5月は217人。6月は25人とかなり減りまして、7月は20日現在37人。やや増加傾向です。

一方、松原市立小中学校における感染者数ですが、6月は1名でした。そして今月、7月は現在1名。合計2名ですけれども、どちらも家族感染でした。学校内での感染は今のところございません。

参考までに併せまして、臨時休校は今年度はございません。

そして、本日7月21日から夏休みに入っております。8月27日までが夏休み期間で、通算38日間となります。昨年はかなり短縮されておりましたので、今年度は子どもたち、教職員もゆっくりと夏休みを持てるという状況です。

8月28、29日が土曜日、日曜日ですので、結果的に2学期の始業式につきましては8月30日の月曜日となります。

夏休み期間におきましても、中学校は部活動がございまして、現在多くの種目で試合、公式戦が持たれております。感染対策を講じながらの実施となっておりますが、特に学校には、部活動あるいは試合の前後。その前後の時間における飲食、あるいは車座になっての会話、そういったところを十分控えるように指導しております。あるいは着替えをするような際にも、身体的距離を十分確保すること。その辺りを重点的に指導しております。

さらに、小学校では5年生が林間学校に出発します。夏休み中に10校実施予定です。既に昨日、本日の一泊二日で松原小学校が実施しまして、もう帰校しております。本日から明日まで一泊二日で恵我小学校も現在月ヶ瀬の松原市少年自然の家で林間を実施しております。その2校も合わせて夏休み中に10校、9月に1校、10月に2校、11月に1校、12月に1校。

なぜそんな冬まで行くのかということでございますが、実は緊急事態宣言中に実施予定日がございまして、延期になったということでございます。

まだ、この実施期間が緊急事態宣言に再度ならないかという問合せはもう既に各学校長からございますが、それはこれからの国民全体の努力次第ということになります。

修学旅行についてもお伝えしますが、四中は既に実施済みでして7月7日から9日。長野県、信州のほうで実施済みです。ほかの6校ですが、9月に

2校、10月に4校の実施予定です。

小学校につきましては、10月と11月に15校が実施予定です。

次に運動会、体育大会ですが、小学校の運動会は10月3日の日曜日の予定です。そして中学校の体育大会は9月22日の水曜日の予定です。

これにつきましても感染対策のために、午前中のみで、昼食、給食はなしで実施予定です。併せまして、保護者の人数につきましても制限をして実施するという予定です。

なお、このコロナ禍におきましても大変うれしい御報告がございまして、皆さんも御承知かと思えますけど、松原中学校1年生の西矢栞さんが、オリンピックのアスリートとして出場します。スケートボードの女子ストリート。来週7月26日月曜日午前9時予選スタートでございますので、ぜひ応援していただきますようによろしくお願いいたします。

以上で御報告を終わります。

美濃教育長

ただいまの説明について、御意見、御質問はありませんでしょうか。

ないようですので、これより本日の議事に入りたいと思います。報告が1件、議案が1件、その他案件が1件となっております。

それでは、「報告第6号 独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

森教育推進課長

「報告第6号 独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定の専決処分の承認を求めることについて」を御説明させていただきます。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、児童、生徒が学校の管理下でけがなどをしたときに、保護者の皆様に対して給付金、災害共済給付を支払う制度というものになっております。

独立行政法人日本スポーツ振興センターより、災害共済給付事務に当たり、共済掛金の徴収に関する規則について、保護者負担額の設定等について明記するよう依頼があったために改正するものです。

今回の内容といたしましては、要保護児童生徒の共済掛金の額を1人につき年額20円であることと、要保護者もしくは要保護者に準ずる者は経済的理由により共済掛金を徴収しないことを明記するものでございます。

議案説明資料の2ページを御覧ください。

この2ページのほうに、改正前と改正後を示させていただいておりますので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

今回の改正は、規則の再整備となっております。実際には改正前後の実際保護者の負担額に変更はございません。要保護、準要保護の保護者の負担はなく、市のほうで負担しておるということで、記載が改めてなされたということになっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

美濃教育長

説明は終わりました。ただいまの件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

栗崎委員	<p>けがをされたりとかいうことですが、松原市の小中学生で、大体これを受けている方って、年平均したらどれぐらい、どんな理由かを教えていただけますか。</p>
森教育推進課長	<p>けがには本当に様々、子どもたちが学校の管理下で擦り傷から始まって病院に行くということが前提になりますので、その中で、この日本スポーツ振興センターを活用しているということになります。</p> <p>令和2年度、昨年度につきましては、この給付件数は680件になっています。ちなみに、令和元年度が891件というふうになりますので、令和元年度から令和2年度については、およそ200件ほど少なくなっているというふうに考えます。</p> <p>その前からも少なくはなりつつあるのは、やはり本市で取り組んでいるインターナショナルセーフスクール、この活動により子どもたちのけがには防止が一定かかっているなどという成果があるのと同時に、この令和2年度に大きく減ったのは、やはりコロナ禍において4月、5月が休校であったことが大きいかなということと、外で遊べなくなってしまったこと。校外学習などの楽しい活動なんですけども、制限がかかったりクラブ活動に制限がかかったことも大きな要因であるかなと思っておるんですけども、やはりインターナショナルセーフスクールの取組を基に、やっぱり学校の中でのけがの防止を、これからも続けてまいりたいなというふうに思っています。</p> <p>以上です。</p>
栗崎委員	<p>これを受けられる子どもたちというのは、学校に関することでけがした子だけですよね。外部で、放課後家に帰ってから遊んでいては、もう出ませんよね。</p>
森教育推進課長	<p>基本的には出ないです。</p> <p>学校の教育活動の中でということですが、もちろんクラブ活動とかも入るんですけども、個人的に放課後遊びに行っていてけがをしたということであれば、日本スポーツ振興センターの限りではございません。</p>
和田委員	<p>登下校は出るんですよ。</p>
森教育推進課長	<p>はい。</p>
美濃教育長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p> <p>それでは、ないように見受けられますので、「報告第6号 独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定の専決処分承認を求めることについて」を、承認することに御異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p>

森教育推進課
長

よって、「報告第6号 独立行政法人日本スポーツ振興センターに対する
共済掛金に関する規則の一部を改正する規則の制定の専決処分の承認を求
めることについて」は、承認されました。

続きまして、「議案第22号 令和4年度使用松原市立義務教育諸学校教
科用図書の採択について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

「議案第22号 令和4年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書の採
択について」を御説明させていただきます。

議案説明資料の4ページを御覧ください。

「令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」、続けて5ペ
ージを御覧ください。

「1 採択に当たっての留意事項について」、「(1) 小学校用教科書の採
択について」、「令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づ
き、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同
一の教科書を採択しなければならないこと。」「(2) 中学校用教科書の採
択について」も、小学校と同様に示されているところです。

続けて18ページを御覧ください。

大阪府教育委員会教育長より、「義務教育諸学校における令和4年度使用
教科用図書の採択について」とあります。

次の19ページを御覧ください。

「令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」、「1 市町
村教育委員会における採択の基準について」、「(1) 小学校及び義務教育学
校前期課程の令和4年度使用教科用図書については、学校教育法附則第9条
の規定による特別支援学級における教科用図書を除き、義務教育諸学校の教
科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規
定により、令和3年度使用教科用図書と同一の教科書を採択しなければなら
ないこと。」「(2) についても、中学校において同様に示されているところ
です。

ただし2段落目から、「なお、令和3年度においては、自由社の「新しい
歴史教科書」について、新たに発行されることとなったことから、無償措置
法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。」と示さ
れており、その際の留意事項としてアからオが記載されています。その中の
「イ 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものである」と
いうふうにされております。

これらのことを踏まえ、教育委員会といたしましては、今年度から新たに
使用している教科書、中学校の歴史は帝国書院の教科書を採用して活用して
いるところですが、令和2年度、昨年度の教科書採択時に綿密な調査による
答申とともに、教育委員会議で選定したものであるということ、現場教員は
これまでからもこの教科書の教材研究を丁寧にもな進めているところ
であり、新たに来年度に教科書が替わるということで、生徒及び教職員に大
きな負担がかかるということ。また、現段階では現在の教科書が使用しにく
いなどのデメリットを訴える声もないことから、採択替えを行わず令和3年
度使用教科書と同様に、議案書のほうの4ページ、5ページに一覧を載せて
おるんですけども、議案書の4ページ、5ページのとおり採択することを
求めるというものでございます。

	どうぞよろしく願いいたします。以上です。
美濃教育長	説明は終わりました。ただいまの件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。
有馬委員	先ほど出た中学校の社会の歴史以外の教科書で、ほかの教科に関して、教科書に不便があるということはないんですか。
森教育推進課長	歴史の教科書も含めまして、どこからもそのようなお声はないです。採択、綿密に調査、研究していただいて、教育委員の先生方に昨年度採択してもらった教科書を、本当に丁寧に今進めていただいているということになります。
有馬委員	本年度から一人一台タブレット端末を使っていると思うんですけども、この先教科書の電子化については何かお考えとかはあるんですか。
森教育推進課長	文部科学省からも、デジタル教科書についての情報提供というのは、こちらのほうにも届いておるところで、今回の採択のときにはその話題が中心になるのかなというふうには考えておるところですが、文部科学大臣からのお話でも、全てがデジタル教科書になるということではなく、今までの紙の教科書と、デジタル教科書というものをハイブリットな形で、分かりやすく子どもたちに使えるようにというのは、環境整備がこれからも必要であるということを言われていますので、こちらもしっかりと研究してまいりたいと思います。
有馬委員	そのことについて、中学生なんかを見ているとかばんをすごく重そうにして学校に行っているの、この炎天下の中重い荷物というのは、すごく大変だなと思うので、できれば美術とかそういう資料集のほうから電子化を始めるとかでもいいのかなと思ったので、その辺またお願いします。
美濃教育長	今は置き勉といって、教科書も毎日使うようなもの以外は学校に置いておいていいよというようなのも方針としてかなり認められているので、主要なものに関しては家庭学習でも使うために持ち帰るということと、そこはうまくバランスは取りながらやっていっているんでしょうし、あと電子教科書も今、国のほうで調査、研究授業ということで全自治体に研究をなさということで、教科ごとに割り振られてやっているのがあって、松原市は英語でしたかね。
森教育推進課長	詳しい資料は今持ってきておりませんが、英語も含めて複数の教科をそれぞれの学校に1教科ずつですけれども、デジタル教科書を活用しての授業を進められているところで、定期的にアンケート調査がありまして、それを大阪府を通じて国のほうに上げていくというような流れになっています。
美濃教育長	ですので、国のほうも各自治体からの使用しての意見とか改善点などを吸い上げた上で、今後どうしていくかという方針を出していくんだらうと思います。

栗崎委員	<p>なので、松原市としてもそういう動向を見ながら対応していくということになろうかと思えます。</p>
山森学校教育 部次長	<p>教科書の重さなんですけど、例えば10年前、20年前と比べて今の教科書は写真とかカラーが多いですよ。やはり重たいんでしょうか。</p>
田中委員	<p>昨年、この3月まで学校にいた感じでいいますと、この間の教科書採択を見ましても、やはり分厚さもそうですけれどもサイズが段々大きくなってきております。参考までに、それに合わせて学校の机の大きさも若干大きくなったりはして、教室が手狭になったりもするんですけども。</p> <p>重たくなっている分、先ほどの有馬委員のお話にもございましたけれども、特に熱中症の心配もありますので、学校に置ける分については置いていきなさいということは教員が指示をしておりました。</p> <p>加えて、少し余談になりますけれども、リュックサック登校といひまして、ランドセルだとどうしても汗をかきますので、リュックサックでもいいよ、日傘もいいよと。とにかく健康において、ということ子どもたちに言っておりました。</p> <p>戻りますけど、教科書はやっぱり年々サイズは大きくなっているなというように思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
森教育推進課 長	<p>この議案については賛成というか、反対の意見はないんですけども、ただ、どうも頭に引っかかっていますのは、先ほども説明にありましたように令和3年度の使用教科書と同一の教科書を採択しなければならないとなっているのに、どうしてあえて議案として、こういうふうな教科書でやっていいかどうかというのを挙げるのか。</p> <p>中学校の歴史についてだけに関しては分かるんですけども、全体的について、しなければならないと書いてあるのに、どうしてまた議案として上がっているのか。そこがどうも最初に引っかかってしまって。</p>
田中委員	<p>少し説明が不足して本当に申し訳ございません。</p> <p>中学校の歴史の教科書については、この自由社が新たに採択、発行、合格検定されたということなので、この中学校の歴史に関してのみ採択が異なることもできるというような解釈なので、我々としましては昨年度、現在本市は帝国書院の教科書を使って授業していますけれども、あえて今自由社の採択替えを行うということの判断はしない、このまま継続していきたいというようなことでありますので。</p> <p>本来であればこの自由社の流れもなく、昨年度と同様のものを採択しますということの御報告をさせてもらうべきところではあるんですけども、ちょっと中学校の歴史の社会については新たに採択替えを行うかどうかというのを教育委員会で諮ることができることと示されておりましたので、議案としてお諮りさせてもらった次第でございます。</p>
田中委員	<p>そのために全体的に、小学校と中学校もうちょっと立ち止まって、立ち返って採択しましょうということですね。</p>

森教育推進課長	<p>もともとこの令和3年度は昨年度採択したものをそのまま採択しましょうということになっていますので、全体を変えるものではなく、全体的には同じものを採択するという確認なんです。</p> <p>ただ中学校の歴史に関してだけ、その1教科のみ採択替えをするかどうかは教育委員会議で決めることができますよということですので、混乱が生じないように採択替えをしないということを御提案できたらというふうに思っています。</p>
美濃教育長	<p>あくまでも、今回採択替えの対象になるのは中学校の歴史だけですよということですね。</p> <p>よろしいですか。</p>
田中委員	はい。
美濃教育長	<p>ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。</p> <p>ないように見受けられますので、「議案第22号 令和4年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書の採択について」を、可決することに御異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なし)
美濃教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議案第22号 令和4年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書の採択について」は、可決されました。</p>
森教育推進課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本日の採択、この結果につきましては、速やかに大阪府教育委員会にも報告をさせていただきます。改めてホームページ等でも掲載させていただきたいと思っています。現在採択しているものをそのまま次も採択しますということで御報告をしたいと思えます。</p> <p>なお、学校教育法第34条第1項において、文部科学大臣の検定を得た教科用図書、または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないというふうになっておるんですけども、附則第9条では、特別支援学級において第34条第1項に関わらず文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書、いわゆる一般図書を使用することができるとなっておりますので、今後、対象生徒が把握された場合においては、早急に対応していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。ありがとうございます。</p>
美濃教育長	次に、その他案件の通学路の合同点検について、事務局からお願いします。
田中教育総務課長	通学路における合同点検等実施要領という資料を卓上に置かせていただいたんですけども、こちらにつきましては、先月、6月28日に千葉県の八街市で起こりました事故を受けまして、国から通知が出ております。

本市におきましても通学路における合同点検等を実施していきたいと考えております。

実施対象としましては、市町村立小学校の通学路、こちらにつきましては学校または教育委員会において指定しているものとなっております。

実施期間につきましては、学校による危険箇所のリストアップとしましてリストアップを行っていただきまして、合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出を9月末をめどにさせていただいて、報告を上げさせていただきたいと思っております。

それを受けまして、対策案の検討、作成につきましては10月末をめどに行っていきます。

あと実施内容につきましては、学校による危険箇所のリストアップ、先ほどの分なんですけれども、こちらにつきましては今回、今までもずっと通学路の合同点検というのは、点検等はさせていただいているんですけれども、今回新たな観点を国のほうが示されております。

新たな観点として入っておりますのが、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路などの速度が上がりやすい箇所や、大型車の進入が多い箇所。あと、過去に事故には至っていないけれどもヒヤリハットの事例があった箇所。それから保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村、学校等へ改善要望があった箇所。それとあともう一点。こちらにつきましては市独自の観点として出させていただいているんですけれども、違法駐車、迷惑駐車が頻繁にあるような箇所。こちらにつきましては、今回新たな観点として示されております。

今まで市で通学路の合同点検をさせていただいておりましたのは、道路が狭いでありますとか、見通しが悪い、人通りが少ない、あと空き地など人が身を隠しやすい場所が近い、あと大型車が頻繁に通るでありますとか、路面標示等が必要であるとか、路面標示が薄くなっているので塗り直しが必要、そういうところについて合同点検をさせていただいておりました。

今回、先ほどの学校から教育委員会への報告が行われた後、合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出をさせていただきたいと思っております。

合同点検につきましては、学校、PTA、あと道路管理者、警察、それと教育委員会が合同で危険箇所の点検をさせていただきます。

その点検完了後、学校と道路管理者、警察、教育委員会で協議の上で、対策必要箇所というのを抽出していきます。

抽出させていただきまして、対策案の検討、作成ということで、必要箇所の道路管理者、警察の技術的な助言を受けながら対策案を作らせていただきたいと思いますと思っております。それを受けまして、道路管理者、警察へ対策の実施を要望として上げさせていただきます。

その後、対策案に沿って、対策を計画的に実施していきます。こちらにつきましては道路管理者、警察、教育委員会及び学校でさせていただくようになります。

最終的には、実施状況の報告ということで、合同点検の実施状況及び対策案の検討、作成状況を国に報告させていただきます。

それと、本市の今後のスケジュールの案になるんですけれども、来週7月26日の日に臨時校長会議を開かせていただきまして、そちらで報告させていただきます。

その後、点検箇所のリストアップを学校で7月26日から8月6日にかけて

	<p>てやっただきまして、リストアップの結果を市とか、先ほど言いました対策箇所の抽出ということが必要になりますので、合同点検を8月16日から8月の末までさせていただきまして、対策箇所の抽出を9月末まで、対策案検討を10月末までにやっていくといった予定です。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
美濃教育長	<p>ただいまの説明に御意見、御質問等ございませんでしょうか。</p>
佐野委員	<p>実施内容の1番のところの危険箇所のリストアップのところ、セーフスクールを今、全ての中学校区でやっていますでしょう。その結果も一応原本にして、リストアップの対象にするというのも要るんじゃないでしょうか。</p>
田中教育総務課長	<p>実際、交通安全とかいう形でいいますと、セーフコミュニティの取組の中でも交通安全の対策委員会とかありまして、そこでも危険箇所を抽出したり、警察から事故が起こりやすい箇所を聞かれたりしておりますので、その情報も得ながら、また教育委員会と市、セーフコミュニティの関係部署でありますとか、道路管理者と協議しながら対策箇所を抽出しようと思います。</p>
佐野委員	<p>セーフコミュニティじゃなくてセーフスクールのほうです。全ての小中学校で危険箇所をピックアップしています。校内も含めてはありますが、校外の通学路というのは、学生の目で見ているみたいなんです。それもやっぱり見るべきじゃないでしょうか。</p>
田中教育総務課長	<p>そうですね。そういう資料も参考にさせてもらって、それも踏まえながらさせてもらうことになります。</p>
田中委員	<p>本当にこの通学路に関しては、この間の事故じゃないですけども、未来ある子どもたちが亡くなるなんて、どうしても耐え難いです。そういった意味でできるだけ早くやって、もう少しでも安全、完璧なものはないと思うんですけども、一歩でも二歩でも近づけるよう、ぜひともお願いしたいと思います。</p> <p>別なんですけれども、松原小学校に垂れ幕を張ってあるんです。ここは通学路で、時間帯においては車徐行してくださいとか。</p> <p>だから、そういうふうなことを各小学校もしくは中学校の校長の判断でできないんでしょうか。そういった垂れ幕で注意喚起する。どこまでの効果といわれるとあれなんですけども、絶対効果はゼロではないと思うんで、こういったことをあくまでも教育委員会に上げて教育委員会の指示でやるんじゃないかって、校長は裁量というのほどこまで持っておられるのでしょうか。</p>
山森学校教育部次長	<p>委員も御存じのように自転車の通行だとか車の通行、それから生野高校の生徒、松原小学校、松原中学校の生徒、学校の正門前でいうと千数百人が行き来をします。</p> <p>そして、車が、いつとき数えたときには20台近く通ります。自転車も数えられないぐらいもうびゅっと通っていきますので。</p> <p>実は今おっしゃっていただいた垂れ幕というのは、私が赴任する前の校長が4枚か5枚作って張り出しをしているんです。効果はあると思います。た</p>

	<p>だ、今、校長は裁量でもちろんでできるわけですがけれども、いろいろと工夫して、予算を工面しながら優先順位をつけてということになっていきますので、その部分については各学校長のほうで研究を自由にできるのかなと思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p>
栗崎委員	<p>車を運転する側としまして、初めて通る道、途中から通る道だと標示を見落としてしまいそうなことがあります。通学時間帯の通行規制について、大きな印、看板を設置したり、薄くなったら濃く書いたり、そういったことをするのは警察の範疇ですか。</p>
伊藤教育総務部長	<p>今おっしゃっておられるような、道路に、ここは通ってはいけません、この時間帯通ってはいけませんというような標示をされているようなところは、規制に関わるものと思われまますので、基本的には警察のほうでやられるというようなことで、規制に係らないような、子ども飛び出し注意とか、そういう路面標示については道路管理者でできるという部分になっております。</p> <p>多分、今委員がおっしゃっておられるような部分については、警察のほうの範疇のものになってくるのかなというふうに思っております。</p>
栗崎委員	<p>罰金を取るから警察の範疇だと思うんですけど、看板をやっぱり、これは警察に言わないとしようがないですけど、子ども命を守るためなら、もっと真剣に、ちゃんと通ったらいけませんよというのを、松原だったら分かりますけど知らないところで初めて通る道だと、なかなか分からないじゃないですか。</p> <p>だから、やっぱり市外やいろんなところから来ている人のことも考えて、今後警察に話を、ということですか。</p>
和田委員	<p>特に意見はないんですが、最終的にまとまったやつを、またこの委員会議で報告していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
有馬委員	<p>この実施対象なんですけれども、小学校のみで、中学校の通学路は入らないということになるのでしょうか。</p>
田中教育総務課長	<p>今こちらに書かせていただいておりますのが、国からの通知を抜粋させていただいているんですけども、通学路というのがもともと小学校の部分になっているので、今ちょっとこういう形で書かせていただいております。</p> <p>恐らく小学校と中学校で通学路というのがかぶってくると思いますので、そちらのほうは、御意見とかまた学校長のほうからも頂いたりもしますので、そういうことで、全くその部分が入らないというのはないです。</p>
田中委員	<p>そうしたら、中学校はここを通りなさいという決まりはないんですか。自由に学校に行ったらいいよという解釈でいいんですか。</p>
浦井副理事	<p>定められたものというのはないんですが、実際に学校のほうで、子どもたちが多く通る道、ここは安全だよというような指導のほうはされているとは</p>

有馬委員

思われます。

通学路としての指定はされていないですが、危険がないところを通りなさいよというような指導はされると思います。

うちの子どもが中学生なので、普通に安全な道を通って行きなさいよという話はいつもしているんですけども、私自身は、やはり中学生やからちゃんとした道を通るだろうなという前提の下、学校に行かせているという自負があったので、今話を聞いて、中学生には通学路がないんだということを知ってちょっと驚いたので、やっぱりそうなると中学生本人たちがしっかりと交通ルールを守るという指導を保護者なり先生方もしていけないんだなというふうに思います。

小学生もなんですけれども、こういう話が出てきたということはやっぱり交通ルールはお互いに守るものだと思うので、2学期からでも小学生、中学生、もう一度自分たちが歩いている道、どんなふうに歩いているかという確認をしたほうがいいのかと思います。そうしたら、もっと安全になるのかなと思います。

やっぱり小学生、結構細い道だとしゃべりながら歩いているので、道幅いっぱい歩いているときとかあって、自分から危険なことをしているという自覚がないまま歩いていることがちょっと多いかなと思うので、その辺の勉強をもう一回大人も子どもも一緒にしていけたらいいなと思います。

ありがとうございます。

横田学校教育
部長

最後の有馬委員の交通安全指導については、I S Sの取組も含めて徹底していくんですけど、一方で、特に中学生は通学路指定がありませんので、むしろ逆のクレームもありまして、マンションの駐車場をショートカットして通るとか、通ってはいけない農道を通るとか、そういうのはマナー、ルールも含めて、地域の中の子どもですので、大目に見て通っていいよという親もおれば、絶対通らすなという親もおられますので、そういう指導は各学校できちんと学校ごとの状況に応じてしてまいります。以上です。

美濃教育長

それでは、ほかに何かにありますか。

それでは、もう何もないようでございますので、これをもちまして、7月の定例教育委員会を終わります。どうもありがとうございました。

(閉会宣言午後3時57分)

署 名 教育長 美濃 亮

委 員 佐野 恭彦